

純水製造装置定期点検作業仕様書

1. 件 名

純水製造装置定期点検作業

2. 目的及び概要

大型非定常ループ実験棟に設置されている大型非定常試験装置 (LSTF) を用いた熱流動試験を実施している。LSTF は実験毎に大量の純水を使用するためオルガノ製の純水製造装置を設置しているが、当装置で製造される純水の精度低下は、実験データに多大な影響をおよぼす恐れがある。

よって本装置の分解点検整備作業を実施し、高純度純水の安定供給をはかる。

3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所内 大型非定常ループ実験棟

4. 納 期

令和 8 年 2 月 27 日

5. 作業内容

5. 1 対象設備・装置等

オルガノ製 AM-100 型自動純水製造装置 × 1 台

(1) 本 体 600 ϕ $\times$ 2,100H 鋼板製内面 3mmR L 仕上げ

(2) 処 理 水 量 3.0 m³/h (60.0 m³/サイクル)

(3) 処理水水質 1.0 μ s/cm 以下

(4) 樹 脂 量 カチオンアンバーライト IR-120B $\times$ 100 $\square$

アニオンアンバーライト IRA-410 $\times$ 200 $\square$

5. 2 作業内容及び方法

- (1) イオン交換樹脂の全量交換
- (2) 流量計の点検清掃
- (3) PH 計・電導率計の点検及び校正
- (4) ディストリビュータ・コレクタの点検清掃及びサラン布の巻き換え
- (5) 制御盤の点検清掃

6. 検 査

(1) 外観検査

分解機器の復旧状態を目視により検査する。

(2) 漏洩検査

装置本体・付属機器及び継手部より水または試薬の漏洩が無いことを、検査する。

(3) 試運転

作業終了後、純水製造装置を運転し正常に動作することを確認する。

7. 支給物品及び貸与品

なし

8. 提出書類

- | | | | |
|------------------|-----------|---|------|
| (1) 総括責任者届 | 契約締結後速やかに | 1 | 部 |
| (2) 作業工程表 | 契約締結後速やかに | 2 | 部 |
| (3) 点検結果報告書 | 作業終了後速やかに | 2 | 部 |
| (4) 廃棄物処分証明書 | 作業終了後速やかに | 1 | 部 |
| (5) その他当所で指定するもの | 随 時 | | 必要部数 |

(提出場所)

原子力機構 安全研究センター 熱水力安全研究グループ

9. 検収条件

「6. 検査」の合格、「8. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 点検の結果修理の必要が生じた場合は、別途協議する。 但し予備品等を使用して行える簡易な修理は無償とする。
- (5) 使用済み樹脂については、受注者の責任において処分し廃棄物処分証明書を提出すること。

11. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

12. 検査員及び監督者

検査員

(1) 一般検査 管財課担当課長

監督員

(1) 作業全般 安全研究センター 熱水力安全研究グループ 作業責任者等認定者

13. グリーン購入法の推進

(1) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上